

派遣労働者と事業主向け

無料相談窓口のご案内

令和2年4月1日に、
派遣労働者の**同一労働同一賃金**の実現に向けた
改正労働者派遣法が施行されます。

「派遣労働者の同一労働同一賃金の制度内容がわからない」

「どのように制度導入の手順を進めていくのかわからない」

「派遣先の正社員との待遇差が気になる」といった悩みを持つ派遣労働者や事業主のために、
山梨労働局に無料で相談できる「派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」を設置します。



お問い合わせ先

下記電話番号から、来所日時をご予約ください。

 **055-225-2862**

(受付：平日8：30～17：15)

※ご予約がなくても来所いただけますが、お待たせする可能性があります。

無料相談窓口業務開始日：令和元年7月12日

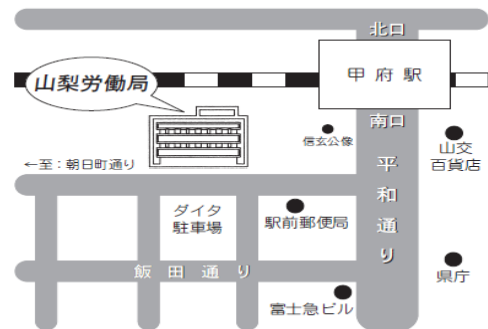
山梨労働局

派遣労働者の均等・均衡待遇に係る
特別相談窓口

〒400-8577

山梨県甲府市丸の内1-1-11

(山梨労働局4階 職業安定部 需給調整事業室内)



■交通アクセス：JR中央線・身延線 甲府駅南口 徒歩2分

■開庁時間：8時30分～17時15分（土日休祝日および年末年始を除く）

※ 法律の施行日（令和2年4月1日）前は、対応できる支援が限られる可能性があります。

※ 雇用管理の改善に関する具体的な相談は、お近くの「働き方改革推進支援センター」もご利用できます。

※ 寄せられたご質問などに対しては、労働局の担当者をご説明します。



厚生労働省 山梨労働局

LL010708需01-19